

那覇市公報

号外第 6 5 6 号

毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例
（消防本部総務課） 363
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課） 365
- 那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（消防本部総務課）
..... 382
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（環境政策課） 387
- 那覇市地区都市区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関
する条例の一部を改正する条例（建築指導課） 389
- 那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例（消防本部予防課） 395

◇規 則

- 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正
する規則(人事課) 398
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則
（人事課） 410
- 那覇市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則（健康推進課） 411
- 那覇市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則（消防本部総務課）
..... 413
- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康推進課） 415
- 那覇市環境基本計画審議会規則を廃止する規則（環境政策課） 416
- 那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則を廃止する規則
（環境政策課） 417

◇訓 令

- 那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 418
- 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
（人事課）…………… 422

条 例

那覇市条例第28号

平成17年 6 月29日

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和47年那覇市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

264,000	359,000	459,000
249,000	334,000	424,000

を「

266,000	361,000	461,000
251,000	336,000	426,000

」

」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成17年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した非常勤消防団員について支給された改正前の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

那覇市条例第29号

平成17年 6 月 29 日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

第 1 条 那覇市火災予防条例（昭和47年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第31条の 5 第 1 号中「アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等」を「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料」に改め、同条第 7 号を次のように改める。

(7) タンクの周囲に 2 箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第56条第 2 号中「から第31条の 7 まで」を削る。

第 2 条 那覇市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「～第17条の 3」を「－第17条の 3」に、「～第22条の 2」を「－第22条の 2」に、「～第28条」を「－第28条」に、

「 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」を

「 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の 2
－第29条の 7）

に、「取扱いの技術上の基準」を「取扱いの技術上の基準等」に、「基準（第30条～第32条）」を「基準等（第30条－第32条）」に、「基準（第33条・第34条）」を「技術上の基準等（第33条－第34条の 2）」に、「第34条の 2」を「第34条の 3」に、「～第41条の 3」を「－第41条の 3」に、「～第49条」を「－第49条」に、「～第55条」を「－第55条」に改める。

第 1 条中「基準等について」の次に「、法第 9 条の 2 の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について」を加え、「取扱いの基準」を「取扱いの基準等」に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(住宅用防災機器)

第29条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及

び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号の住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号の住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（以下この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
 - ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上

端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

- 2 住宅用防災警報器は、天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この項において同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

- 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

- 5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

- 6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 5 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第29条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

- 2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けること。
- 3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第37条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 6 号の補助警報装置をいう。次項において同じ。）については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により

設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。
- (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
- (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。
 - ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。
 - イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
- (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
- (6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従

い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

- (2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（基準の特例）

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進
(2) 本市における自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

第31条の前の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条中「取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加える。

第31条の2中第1号から第9号までを削り、第10号を第1号とし、第11号から第18号までを9号ずつ繰り上げ、第19号及び第20号を削り、第21号を第10号とし、第22号から第26号までを11号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等によ

り危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

第31条の2に次の1項を加える。

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講じること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講じること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第31条の3第2項を削り、同条第1項中「場合の」を「場所の位置、構造及び設備の」に改め、同項第3号中「とともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しない」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

第31条の3の次に次の1条を加える。

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第31条の4中「タンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）」を「タンクの位置、構造及び設備」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の5中「技術上の基準は、前条第3号から第5号まで、第7号及び第11号」を「位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の6中「第31条の4第3号及び第11号」を「第31条の4第1項」に改め、同条中第1号から第11号までを削り、第12号を第1号とし、第13号から第15号までを11号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的

性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあっては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講じること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第31条の8中「第31条の6までの」の次に「位置、構造及び設備の」を加える。

第33条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第1項中「備考第5号」を「備考第6号」に、「備考第7号」を「備考第8号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号ア中「備考第5号」を「備考第6号」に、「危険物が漏れない」を「可燃性液体類等が漏れない」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「備考第5号」を「備考第6号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第5号を第3号とし、第6号を第5号とし、同条第2項を次のように改める。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

- (2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

第33条に次の1項を加える。

3 前 2 項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の 8 まで（第31条の 2 第 1 項第16号及び第17号、第31条の 3 第 2 項第 1 号並びに第31条の 7 を除く。）の規定を準用する。

第34条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 再生資源燃料（別表第 8 備考第 5 号に規定する再生資源燃料をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限って受け入れること。

ウ 3 日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう 5 メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

第34条第 6 号及び第 7 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第 8 備考第 9 号に規定する合成樹脂類をいう。以下この章及び次章において同じ。）以外のものを集積する場合には、1 集積単位の面積が 200 平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第 7 号に規定する石炭・木炭類をいう。以下この号において同じ。）にあ

っては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の 2 中「規定による貯蔵及び取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加え、第 4 章第 3 節中同条を第34条の 3 とし、同章第 2 節中第34条の次に次の 1 条を加える。

第34条の 2 別表第 8 で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前 2 条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第54条第 1 項中「可燃性固体類等」を「再生資源燃料、可燃性固体類等」に改める。

別表第 8 中「第33条」の次に「、第34条、第34条の 2、第54条」を加え、同表わら類の項の次に次のように加える。

再生資源燃料	1, 000
--------	--------

別表第 8 備考中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

付 則

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 公布の日

(2) 第 2 条中目次の改正規定（

「 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」

を

「 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)
第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の 2
—第29条の 7) 」

に改める部分を除く。)、第31条から第31条の 6 までの改正規定、第31条の 8 の
改正規定、第33条から第34条の 3 までの改正規定、第54条の改正規定及び別表
の改正規定 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法
律 (平成16年法律第65号) 附則第 1 条第 1 号に規定する日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成18年 6 月 1 日

第 2 条 この条例の公布の際、現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の
危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、第 1 条の規定による改
正後の那覇市火災予防条例第31条の 5 第 1 号 (同条例第 3 条第 4 項 (同条例第 3
条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第
2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及
び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第33条第 2 項において
準用する場合を含む。) に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基
準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 3 条 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際、現に存する廃棄物固形化燃料
等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合
する場合に限り、当分の間、第 2 条の規定による改正後の那覇市火災予防条例 (以
下「新条例」という。) 第34条第 1 項第 5 号ウの規定は、適用しない。

- (1) 5メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のた
めに必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむ
ね 2 月以内の期間であること。
- (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大
防止対策が講じられていること。

第 4 条 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める
数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例
第34条第 2 項第 3 号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係
る基準については、同号イの規定は、付則第 1 条第 2 号に定める日から 2 年間は、
これを適用しない。

2 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第 34 条第 2 項第 3 号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 5 条 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第 34 条第 2 項第 4 号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、付則第 1 条第 2 号に定める日から 2 年間は、これを適用しない。

2 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際、現に新条例別表第 8 に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第 54 条の規定の適用については、同条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは、「那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（平成 17 年那覇市条例第 29 号）付則第 1 条第 2 号に定める日から 1 月以内に」とする。

第 6 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の際、現に存する住宅（新条例第 29 条の 2 に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備（以下この条において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第 29 条の 2 から第 29 条の 5 までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成 23 年 5 月 31 日までの間、これらの規定は、適用しない。

第 7 条 新条例第 34 条第 1 項第 5 号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

那覇市条例第30号

平成17年 6 月 29 日

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例（昭和51年那覇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第5条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第8条の2、第20条関係）」に改め、同表第1級の項第5号及び第6号中「上肢^し」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第2級の項第4号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同表第5号中「下肢^し」を「下肢」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第9条、第11条、第20条関係）」に、「上肢^し」を「上肢」に、「下肢^し」を「下肢」に改める。

別表第3第2級の項第5号及び第5級の項第4号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第6級の項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「及び示指」を削り、同表第7級の項第6号を次のように改める。

6 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの

別表第3第7級の項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号及び第10号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号及び第4号を次のように改める。

3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの

4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの

別表第3第8級の項第8号及び第9号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第9級の項第12号及び第13号を次のように改める。

12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの

13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの

別表第3第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号を次のように改める。

7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの

別表第3第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第4号中「耳殻^{かみ}」を「耳殻」に改め、同項第5号及び第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「頑固^{がん}」を「頑固」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

9 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第9条の2関係）」に改める。

付 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用する。

第2条 新条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急処置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年6月30日以前に治った

とき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける改正前の那覇市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

- 2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急処置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したもの」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。
- 3 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第9条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。
- 4 旧条例第9条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された

者で読替え後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第 3 条 非常勤消防団員等が平成16年 6 月 30 日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急処置の業務に従事したことにより、死亡したときにおける旧条例第10条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成16年 7 月 1 日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急処置の業務に従事したことにより、死亡したとき、又は当該期間において新条例第11条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第12条第 4 項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第10条の規定による遺族補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第10条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第10条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第10条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

那覇市条例第31号

平成17年 6 月29日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「		を	
那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。		
那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会	地域新エネルギービジョンの策定に関すること。		
」			
「		に、	
那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。		
」			
「		を	
那覇市振興特別プロジェクト検討委員会	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に関すること。		
那覇市環境基本計画審議会	環境基本計画の策定に関すること。		
」			
「		に	
那覇市振興特別プロジェクト検討委員会	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に関すること。		
」			

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第32号

平成17年 6 月29日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 2 条関係）」に改め、同表に次のように加える。

石嶺農住地区 地区整備計画 区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された那覇広域都市計画石嶺農住地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------------	--

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 3 条―第 6 条関係）」に改め、同表石嶺北翔・福祉地区地区整備計画区域の項中

「 次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 1 階又はこれに類する階で都市計画道路に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの 」	を「 次に掲げる建築物 (1) 1 階又はこれに類する階で道路<1>に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。ただし、住宅においては、市長が土地利用状況その他の事情によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場その他これらに類するもの (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 」
---	--

に改め、同表に次のように加える。

石嶺農住 地区地区 整備計画 区域	沿 道 地 区			250		
	住 宅 地 区			165	12	

別表第 3 中「別表第 3」を「別表第 3 (第 7 条、第 8 条関係)」に改め、同表小
禄南地区地区整備計画区域の項中「。以下「平成 8 年一部改正条例」という。」を削
り、同表石嶺北翔・福祉地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

石嶺北 翔・福 祉地区 地区整 備計画 区域	沿 道 地 区	外壁等の面か ら道路<1>の 道路境界線ま での距離	道路面から高 さ 3.0m 以下の 部分は、2.0m	次に掲げるもののいずれ かでなければならない。 (1) 生垣 (2) 高さが 1.2m 以下のもの ア 擁壁の上部に設ける 場合、高さ 0.3m を超え るものにあつては当該 0.3m を超える部分が網 状その他これに類する 形状であること。 イ その他の場合は、高 さ 0.6m を超えるものに あつては当該 0.6m を超 える部分が網状その他 これに類する形状であ ること。
		外壁等の面か ら道路<5>の 道路境界線ま での距離	1.0m	
		外壁等の面か ら隣地境界線 までの距離	1.0m (那覇市 地区計画区域 及び再開発地 区計画区域内 における建築 物の制限に関 する条例の一 部を改正する 条例 (平成 17 年那覇市条例 第 号。以下 「平成 17 年一 部改正条例」	

		という。)の施行日において、敷地面積が125㎡未満の場合は0.5m、125㎡以上250㎡未満の場合は0.75m)	
福 祉 地 区	外壁等の面から道路<2>の道路境界線までの距離	4.0m	次に掲げるもののいずれかでなければならない。 (1) 生垣 (2) 高さが1.5m以下のもの ア 擁壁の上部に設ける場合、高さ0.3mを超えるものにあつては当該0.3mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。 イ その他の場合は、高さ0.6mを超えるものにあつては当該0.6mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。
	外壁等の面から道路<3>の道路境界線までの距離	3.0m	
	外壁等の面から道路<6>の道路境界線までの距離	3.0m	
	外壁等の面から隣地境界線までの距離	3.0m	
公 共 住 宅 地 区	外壁等の面から道路<4>の道路境界線までの距離	2.0m	
	外壁等の面か	2.0m	

		ら隣地境界線 までの距離	
	住 宅 地 区	外壁等の面か ら道路<5>の 道路境界線ま での距離	1.0m
		外壁等の面か ら隣地境界線 までの距離	1.0m（平成17 年一部改正条 例の施行日に おいて、敷地 面積が125㎡ 未満の場合は 0.5m、125㎡以 上165㎡未満 の場合は0.75 m）

別表第3に次のように加える。

石嶺農 住地区 地区整 備計画 区域	沿 道 地 区	外壁等の面か ら道路<1>の 道路境界線ま での距離	地盤面から高 さ2.5m以下の 部分は2.0m、 高さ2.5mを超 える部分は1. 0m	次に掲げるもののいずれ かでなければならない。 (1) 生垣 (2) 高さが1.2m以下のもの ア 擁壁の上部に設ける 場合、高さ0.3mを超え るものにあつては当該 0.3mを超える部分が網 状その他これに類する 形状であること。 イ その他の場合は、高 さ0.6mを超えるものに
		外壁等の面か ら道路<2>の 道路境界線ま での距離	1.0m	
		外壁等の面か ら隣地境界線	1.0m（平成17 年一部改正条	

		までの距離	例の施行日において、敷地面積が 125 m ² 未満の場合は 0.5m、125m ² 以上165m ² 未満の場合は0.75m)	あつては当該0.6mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。
	住 宅 地 区	外壁等の面から道路<2>の道路境界線までの距離	1.0m	次に掲げるもののいずれかでなければならない。 (1) 生垣 (2) 高さが1.5m以下のもの
		外壁等の面から隣地境界線までの距離	1.0m(平成17年一部改正条例の施行日において、敷地面積が 125 m ² 未満の場合は 0.5m、125m ² 以上165m ² 未満の場合は0.75m)	ア 擁壁の上部に設ける場合、高さ0.3mを超えるものにあつては当該0.3mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。 イ その他の場合は、高さ0.6mを超えるものにあつては当該0.6mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第33号

平成17年 6 月 29 日

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防危険物手数料条例（平成12年那覇市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に改め、同表第2号中

「 」を「 」に、

特定屋外タンク貯蔵所 （岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	特定屋外タンク貯蔵所 （浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）
--	---

「 」を

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	632万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	797万円

所	トル以上50万キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1,180万円

「 に改める。

浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	123万円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	146万円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	163万円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	201万円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	233万円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	476万円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	612万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	744万円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	632万円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	797万円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1,180万円

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第35号

平成17年 6 月29日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（勤務時間の割振り及び休憩時間）

第2条 条例第3条第2項の規定により職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時15分から午後1時まででは、休憩時間とする。

2 任命権者は、公務の運営上前項の規定によることが困難な職員については、前項の規定にかかわらず、勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

第3条第1項中「第3条ただし書の規定に基づき」を「第3条第3項の規定により」に、「同条本文に規定する」を「同条第1項の」に、「定め、」を「定めて」に改め、「、かつ」を削り、「第4条に規定する」を「第4条の」に改め、「超えないようにし」の次に「、及び1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにし」を加え、同条第2項中「、かつ」を削り、「超えないように」の次に「し、及び1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないように」を加え、「、市長」を「市長」に改める。

第4条第2項中「おおむね3時間45分」を「4時間」に改め、同条第3項中「に基づき」を「により」に、「同条の勤務」を「当該勤務」に、「第8条第1項に規定する」を「第8条第1項の」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第4項中「に基づき」を「により」に改め、「勤務日のうち、半日勤務日のみが割り振られている日以外の」を削る。

第5条第1項中「正規の勤務時間外」を「勤務時間以外の時間」に改める。

第6条を削る。

第5条の2中「に基づき」を「により」に改め、同条を第6条とする。

第15条第1項中「始まる日の前日から起算して1週間前の日」を「初日の前日」に改め、同条を第25条とし、第14条を第24条とする。

第13条中「第11条」を「第21条」に改め、同条を第23条とする。

第12条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「の単位」を削り、「1時間」の次に「を単位」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第4項を第2項とし、同条を第22条とする。

第11条を削る。

第10条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、1日又は1時間を単位とする。

第10条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（病気休暇等）

第21条 条例第10条第1項に規定する有給の休暇は、職員が勤務しないことが相当と認められる場合として別表第2の中欄に掲げる場合に受けることができ、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

第9条を第19条とする。

第8条第3項第1号中「引き続き当該年度」を「引き続き当該年度に」に改め、同条第5項中「別に」を削り、同条を第18条とする。

第7条第1項中「に基づく」を「による」に、「の指定は」を「を指定するとき」に改め、同条第3項中「市長」を「任命権者」に改め、同条を第17条とする。

第6条の4を削る。

第6条の3第1項中「職員」を「育児を行う職員」に、「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、「の適用」を削り、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「公務の運営の」を「公務の運営の」に、「当該日」を「、当該日」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第10条第3項の規定は、第1項の請求について準用する。

第6条の3第4項から第6項までを削り、同条を第13条とし、同条の次に次の3条を加える。

第14条 前条第1項の請求がされた後制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の

子でなくなったこと。

- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第12条に定める者に該当することとなったこと。
- 2 制限開始日以後制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 育児を行う職員が前条第1項の請求をした後、当該請求に係る第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 第10条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(要介護者の範囲及び要介護の期間)

第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

- (1) 職員の祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

2 条例第6条の2第2項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

(介護を行う職員の早出遅出勤務及び深夜勤務の制限)

第16条 第10条、第11条（第1項第3号及び第4号を除く。）、第13条及び第14条（第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

第6条の2の前の見出しを削り、同条第1項中「第6条の2第1項」を「第6条

の 3 第 1 項」に、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第 3 号中「6 週間」を「8 週間」に改め、「の場合」を削り、同条を第 12 条とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う職員の深夜勤務の制限)」を付し、第 6 条の次に次の 5 条を加える。

(休息时间)

第 7 条 任命権者は、条例第 6 条の休息時間をおおむね 4 時間の連続する勤務時間ごとに 15 分置くものとする。この場合において、勤務時間の始め又は終わりにこれを置いてはならない。

(早出遅出勤務に係る勤務時間の割振り等)

第 8 条 任命権者は、第 2 条の規定にかかわらず、早出遅出勤務に係る勤務時間の割振り及び休憩時間を定めるものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第 9 条 条例第 6 条の 2 第 1 項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者（就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8 週間（多胎妊娠にあつては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

第 10 条 育児を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに請求を行うものとする。

2 前項の請求があつた場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、第 1 項の請求に係る事由について確認する必要があると認めると

きは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第11条 前条第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第9条に定める者に該当することとなったこと。

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 育児を行う職員が前条第1項の請求をした後に、当該請求に係る第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第18条関係）

号	在 職 期 間	日 数
1	1 月に達するまでの期間	2 日
2	1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
3	2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
4	3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
5	4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
6	5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
7	6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
8	7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
9	8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
10	9 月を超え10月に達するまでの期間	17 日
11	10月を超え11月に達するまでの期間	18 日
12	11月を超え 1 年未満の期間	20 日

別表第 2（第21条関係）

号	休暇を受ける場合	期 間
1	職員が公務又は通勤上の傷病により、療養又は治療を要する場合	1 年 6 月を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間
2	職員が結核性の疾患により、療養又は治療を要する場合	1 年を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間
3	職員が私傷病により、療養又は治療を要する場合	90 日を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認められる期間
4	8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である職員が申し出た場合又は職員が出産した場合	医師又は助産師の証明等に基づく分べんの予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）目に当たる日から分べんの日後 8 週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要と認められる期間
5	女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合	3 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）により交通が制限され、又は遮断された場合	その都度必要と認められる期間
7	風水害、火災その他の災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認められる期間
8	風水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合	現住居の滅失又は破壊の日から 30 日の期間内において、1

	で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	日を単位として 7 日以内
9	交通機関の事故等の不可抗力により出勤が著しく困難と認められる場合	その都度必要と認められる期間
10	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間
11	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間
12	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部を停止（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）する場合	その都度必要と認められる期間
13	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間
14	妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条の保健指導又は同法第 13 条の健康診査を受ける場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回、分べんの日後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその

		指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
15	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 1 回の場合、30分以上 1 時間30分以内
		1 日 2 回に分割する場合、それぞれ30分以上45分以内
		半日勤務の場合、1 日 1 回30分以上45分以内
16	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	婚姻届の日又は結婚式の日のうちいずれか早い日の前後30日の期間内において、1 日を単位として 7 日
17	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べん予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）目に当たる日から分べんの日後 8 週間の期間内において、1 日又は 1 時間を単位として 7 日
18	職員が子に予防接種法（昭和23年法律第 68号）又は結核予防法（昭和26年法律第 96号）に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1 日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
19	夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の 5 月から 10 月までの期間において、1 日を単位として 5 日
20	沖縄県、本市又は職域の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認められる期間
21	通信教育による面接授業へ出席する場合	30 日を超えない範囲内で授業

	合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。	のため出席を必要と認められる期間		
22	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者	10 日	
			血族	姻族
		1 親等の直系尊属（父母）	7 日	3 日
		1 親等の直系卑属（子）	5 日	3 日
		2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日	2 日
		2 親等の直系卑属（孫）	2 日	なし
		2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日	2 日
		3 親等の直系尊属（曾祖父母）	2 日	1 日
		3 親等の傍系尊属（おじ、おば）	1 日	1 日
23	職員が父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	1 日を超えない範囲内で必要と認められる期間		
24	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間		

25	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年度において、1 日を単位として5日以内
26	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合	一の年度において、1 日又は1 時間を単位として5 日以内

備考

- 1 第22号において、生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 第22号において、いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

- 3 第22号において、配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

付 則

- 1 この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、現に改正前の那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則別表第 2 の規定により承認された休暇については、なお従前の例による。
 - 3 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第11条中「第 8 条」を「第18条」に改める。
 - 4 那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第52条第 1 項第 1 号中「。以下「勤務時間条例施行規則」という。）第 2 条第 2 項」を「）第 2 条第 1 項」に改める。
-

那覇市規則第36号

平成17年 6 月29日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「7 時間45分」を「8 時間」に改める。

付 則

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

那覇市規則第37号

平成17年6月29日

那覇市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

那覇市予防接種事故災害補償規則（平成7年那覇市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表死亡補償金の項中「4,350万円」を「4,300万円」に改め、同表障害補償金の項中「4,350万円」を「4,300万円」に、「2,896万6,000円」を「2,863万4,000円」に、「2,211万2,000円」を「2,185万9,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第38号

平成17年 6 月 29 日

那覇市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部消防職員委員会規則（平成 8 年那覇市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（意見取りまとめ者）

第 7 条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任することができない。

2 意見取りまとめ者の定数は、次の各号に掲げる組織の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとし、総定数は、3 人とする。

(1) 消防本部 1 人

(2) 西消防署 1 人

(3) 中央消防署 1 人

3 意見取りまとめ者の任期は、2 年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。

第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とし、第 9 条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の審議の結果等の周知）

第 11 条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第 8 条第 1 項中「毎年度」の次に「の前半に」を、「常例とする」の次に「とともに、必要に応じ、開催する」を加え、同条第 2 項中「この場において」の次に「、委員に対し」を加え、「委員に通知する」を「、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知する」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加え

る。

(消防職員の意見の提出)

第 8 条 消防職員は、法第14条の 5 第 1 項各号に掲げる事項に関し、様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができる。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができる。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

様式中「様式」を「様式 (第 8 条関係)」に、

「 意 見 を

提出者所属名	年 月 日提出	※整理番号
提出者職氏名	※ 年 月 日受付	

」

「 意 見 書 に、

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※ 2
提出者職氏名	※ 1 意見とりまとめ者受付 年 月 日	整理番号
※ 1 意見取りまとめ者氏名	※ 2 受付 年 月 日	

」

「※印欄は空欄とすること。 を

必要な資料があれば添付すること。」

「 1 ※ 1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※ 2 欄は空欄とすること。

2 必要な資料があれば添付すること。 」

に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第 7 条第 3 項本文の規定にかかわらず、2 年に満たない期間とすることができる。

那覇市規則第39号

平成17年 6 月 29 日

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則（平成10年那覇市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び第6号」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「又は50歳」を「、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳又は70歳」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前条第6号の健康診査 20歳以上の女性

別表骨粗鬆症^{しょう}検診の項中「1,500円」を「1,400円」に改め、同表肝炎ウイルス検診（節目外検診）の項中「1,800円」を「1,700円」に、「1,700円」を「1,600円」に改める。

付 則

この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

那覇市規則第40号

平成17年 6 月29日

那覇市環境基本計画審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市環境基本計画審議会規則を廃止する規則

那覇市環境基本計画審議会規則（平成10年那覇市規則第26号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第41号

平成17年 6 月29日

那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則を廃止する規則

那覇市地域新エネルギービジョン策定審議会規則（平成16年那覇市規則第40号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第8号

平成17年 6 月29日

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程（昭和47年那覇市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の2を次のように改める。

（早出遅出勤務及び深夜勤務の制限の請求手続等）

第15条の2 規則第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。）の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書（第11号様式）によるものとする。

2 規則第11条第3項及び第14条第3項（これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届（第12号様式）によるものとする。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第4条関係）」に改める。

第1号様式の2中「第1号様式の2」を「第1号様式の2（第4条関係）」に改める。

第1号様式の3中「第1号様式の3」を「第1号様式の3（第4条関係）」に改める。

第1号様式の4中「第1号様式の4」を「第1号様式の4（第4条関係）」に改める。

第1号様式の5中「第1号様式の5」を「第1号様式の5（第4条関係）」に、「年次休暇」を「年次有給休暇」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第5条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第6条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第7条関係）」に改める。

第4号様式の2中「第4号様式の2」を「第4号様式の2（第8条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第9条関係）」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第9条関係）」に改める。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第10条関係）」に改める。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第11条関係）」に改める。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第12条関係）」に改める。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第13条関係）」に改める。

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第11号様式 (第15条の2 関係)

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

年 月 日

那 覇 市 長 様

請求者 所属

職名

氏名

印

次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	子の生年月日又は出産予定日	年 月 日
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 (早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定又は産後 8 週間以内である。 ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()	
5 請求する早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	時 分始業	時 分終業
6 始業及び終業時刻を当該時刻とする理由		

第12号様式（第15条の2 関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

那 覇 市 長 様

届出者 所属

職名

氏名

印

次のとおり ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 に係る ☐ 養育 ☐ 介護 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。 (2) 介護の状況の変更 ☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) ☐ 同居しなくなった
2 届出の事実 が発生した日	年 月 日

付 則

この訓令は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

那覇市訓令第 9 号

平成17年 6 月29日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づく」を「基づき、」に、「範囲、勤務時間及び休日」を「勤務時間」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（勤務時間等）

第 2 条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条第 3 項に規定する職員
- (2) 規則第 2 条第 2 項に規定する職員
- (3) 現業規則第 2 条の規定により、前 2 号に掲げる職員の例によることとなる現業職員

第 3 条中「に基づき」を「により」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1	総務課に勤務する電話交換手	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (12 時から 14 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩時間とする。)
2	財務部各課（財政課を除く。）に勤務する職員のうち所属長が指定す	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (11 時から 15 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩時間とする。)

	るもの		
3	市民活動課 に勤務する 職員のうち 所属長が指 定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (11 時から 15 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩時間とする。)
4	市民課に勤 務する職員 のうち所属 長が指定す るもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日 ただし、3 月 4 日から 4 月 28 日ま での間であ らかじめ市 民文化部長 が定める期 間（以下「繁 忙期」とい う。）中の週 休日につい ては、所属長 が指定する 日曜日又は 土曜日の 1 日。この場合 において、3 月 4 日から の 4 週間及 び 4 月 1 日 からの 4 週	月曜日から金曜日まで (1) 8 時 15 分から 17 時まで (2) 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (3) 9 時 15 分から 18 時まで (1) から (3) までのうちから所属長が定め る。ただし、繁忙期については、上記の (1) から (3) に次の (4) から (6) までを加えたうち から所属長が定める。 土曜日又は日曜日 (4) 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (5) 9 時から 13 時まで (6) 13 時から 17 時まで ((1) から (4) までの場合において、11 時から 15 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩 時間とする。)

		間の週休日 がそれぞれ 6 日以上 8 日以下とな るように所 属長があら かじめ指定 しなければならない。			
5	国民年金課 に勤務する 職員のうち 所属長が指 定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (11 時から 15 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩時間とする。)		
6	国民健康保 険課に勤務 する職員の うち所属長 が指定する もの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (2) 9 時 15 分から 18 時まで (1) 又は (2) のうちから所属長が定める。 ((1) 又は (2) の場合において、11 時から 15 時までの間で所属長の定める 45 分は、休憩時 間とする。)		
7	文化振興課 に勤務する 職員のうち パレット市 民劇場に勤 務する職員 以外のもの	(1) 火曜日 (2) 4 週に つき 4 日 所属長が 指定する 日	日曜日、月 曜日及び水 曜日から土 曜日まで	早 番	8 時 30 分から 17 時 15 分ま で (12 時 15 分から 13 時まで は、休憩時間とする。)
			早番又は 遅番のうち から所属長 が定める。	遅 番	13 時 15 分から 22 時まで (17 時 15 分から 18 時まで は、休憩時間とする。)

8	文化振興課 に勤務する 職員のうち パレット市 民劇場に勤 務するもの	(1) 火曜日 (2) 4 週に つき 4 日 所属長が 指定する 日	日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日まで 8 時30分から17時15分まで (12時15分から13時までは、休憩時間とする。)		
9	環境センタ ーに勤務す る職員のう ち当直勤務 に従事する もの	40週につき 80日所属長 が指定する 日。ただし、 1 週につき 1 日以上と する。	40週間に昼 勤70回、前夜 勤65回及び 後夜勤65回 となるよう に所属長が 定める。	昼 勤	8 時15分から17時まで (11時30分から13時30分 までの間で所属長の定め る45分は、休憩時間とす る。)
				前 夜 勤	16時15分から 1 時まで (19時30分から21時30分 までの間で所属長の定め る45分は、休憩時間とす る。)
				後 夜 勤	0 時15分から 9 時まで (3 時から 5 時までの間 で所属長の定める45分 は、休憩時間とする。)
10	環境センタ ーに勤務す る職員のう ち所属長が 指定するも の	(1) 日曜日 (2) 4 週に つき所属 長が指定 する 2 の 土曜日 (3) 4 週に	月曜日から金曜日まで 8 時30分から17時15分まで (12時15分から13時までは、休憩時間とする。) 土曜日 8 時30分から12時30分まで		

		つき所属 長が指定 する 1 の 金曜日		
11	こども課に 勤務する職 員のうち保 育所に勤務 するもの (主任調理 員及び調理 員を除く。)	(1) 日曜日 (2) 4 週に つき所属 長が指定 する 2 の 土曜日 (3) 石嶺保 育所、城北 保育所、宇 栄原保育 所、小禄保 育所及び 若狭浦保 育所(以下 「石嶺保 育所等」と いう。)に ついては、 4 週につ き 2 日所 属長が指 定する日 (4) 石嶺保 育所等以 外の保育 所につい	石嶺保育 所等 (1) から (8) までの うちから 所属長が 定める。 石嶺保育 所等以外 の保育所 (1) から (15) まで のうちか ら所属長 が定める。	月曜日から土曜日まで (1) 7 時30分から16時15分まで (2) 8 時から16時45分まで (3) 8 時30分から17時15分まで (4) 9 時から17時45分まで (5) 9 時30分から18時15分まで (6) 9 時45分から18時30分まで (7) 10時45分から19時30分まで (8) 11時から19時45分まで ((1) から (8) までの場合にお いて、13時から15時までの間で 所属長の定める45分は、休憩時 間とする。) 月曜日から金曜日まで (1) 7 時30分から16時15分まで (2) 8 時から16時45分まで (3) 8 時15分から17時まで (4) 8 時30分から17時15分まで (5) 8 時45分から17時30分まで (6) 9 時から17時45分まで (7) 9 時15分から18時まで (8) 9 時30分から18時15分まで (9) 9 時45分から18時30分まで (10) 10時から18時45分まで ((1) から (10) までの場合にお いて、13時から15時までの間で

		ては、4 週 につき 1 日所属長 が指定す る日	所属長の定める45分は、休憩時 間とする。） 土曜日 (11) 7 時30分から11時30分ま で (12) 8 時から12時まで (13) 8 時30分から12時30分ま で (14) 9 時から13時まで (15) 9 時15分から13時15分ま で
12	こども課に 勤務する職 員のうち児 童館に勤務 するもの	(1) 日曜日 ただし、所 属長の指定 する勤務日 が日曜日に 当たる場合 は、その日以 後において その日に最 も近い休日 でない日(水 曜日を除 く。) (2) 4 週に つき所属 長が指定 する 2 の 土曜日	月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日まで並 びに所属長が勤務日に指定した日曜日 9 時45分から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定める 45分は、休憩時間とする。) 水曜日 11時から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定める 45分は、休憩時間とする。)
13	こども課に	(1) 日曜日	月曜日から金曜日まで

	勤務する職員のうち給食センターに勤務する主任調理員及び調理員	(2) 4 週につき所属長が指定する 2 の土曜日 (3) 4 週につき所属長が指定する日(土曜日を除く。)	7 時15分から16時まで (12時15分から13時までは、休憩時間とする。)
--	--------------------------------	---	--

付 則

この訓令は、平成17年 7 月 1 日から施行する。